

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びその考え方
 (審議会への必要的諮問事項に係るもの)

意見募集期間：令和元年6月22日(土)～同年7月22日(月)(案件番号：145209344)
 再意見募集期間：令和元年7月25日(木)～同年8月7日(水)(案件番号：145209366)

意見提出者 9者(法人：6者、個人：3者)
 再意見提出者 11者(法人：4者、個人：7者)

<意見提出者の一覧>

意見提出者	再意見提出者
個人	—
個人	個人(2者)
一般社団法人テレコムサービス協会	KDDI株式会社
公正取引委員会事務総局経済取引局調整課	ソフトバンク株式会社
UQコミュニケーションズ株式会社	Wireless City Planning株式会社
KDDI株式会社	
ソフトバンク株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社
Wireless City Planning株式会社	KDDI株式会社
個人	—
—	個人(5者)

(敬称略)

1. 総論

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1	再意見 1-1	考え方 1-1	
<p>これまで、第二種指定電気通信設備制度を新たな事業者に適用する際には、事業者間の接続交渉上の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと認識しています。</p> <p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、BWAに関する利用状況や競争環境を踏まえた従来の指定基準の妥当性等について一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準が適用されることとなっています。</p> <p>今般BWA事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際の指定基準超過は、携帯電話事業者のキャリアアグリゲーション端末においてBWA事業者の周波数を利用していることによるものと理解していますが、接続交渉上の優位性を測る観点からは、キャリアアグリゲーションにおけるMVNOとの交渉上の優位性は携帯電話事業者にのみ存在していることから、本来は、二種指定制度における特定移動端末設備数として、携帯電話事業者及びBWA事業者を合わせて2カウントとするべきではないと考えます。</p> <p>総務省におかれましては、市場の実態を踏まえた適切な制度の運用をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>公正取引委員会事務総局殿からは、「競争事業者同士が共同して算定する場合、独禁法上問題があるため今の規制は見直しが必要」、UQコミュニケーションズ株式会社殿及びKDDI株式会社殿からは、「今回のBWA 事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては十分に議論が尽くされていない」などの意見が提出されています。</p> <p>関連して、弊社共も同様に前回意見にて、「5G時代においては、資本関係を有する事業者間に限らないネットワーク連携機能の提供等も想定され得るところ、現行の指定電気通信設備制度における接続制度や会計制度の適用等を義務付けることがビジネス形態と合致しなくなる可能性も十分に想定」、「将来的にも発生し得るネットワーク連携機能に対する指定電気通信設備制度等の当て嵌めについては継続的な検討が必要」と意見させて頂き、十分な議論がなされないまま拙速に制度化されたことに対する懸念を示しています。</p> <p>現行の電気通信事業法における第二種指定電気通信設備制度は、本来、単一事業者を前提として設計された制度であることから、上記各社・組織の意見にあるとおり、短絡的に複数事業者による連携機能に関する取り扱いを現行制度に当て嵌めることは将来的にも制度上の不整合が生じる懸念が高いことから、制度整理にあたり時間をかけて丁寧な議論がなされるべきと考えます。</p> <p>従って、前回意見書の繰り返しとなりますが、MNOと全国BWA事業者におけるネットワーク連携機能をMVNOに対し早期に提供すべきということであれば、省令等により特例的な規定を行うのではなく、MNOの卸役務に対する規律の導入等で措置することが適当と考えます。</p>	<p>従来の電話サービスを念頭に決められた指定基準が適用されている旨の御意見について、現在の指定基準は、2011年12月の情報通信審議会答申において、MNO間の関係に加えてデータ伝送に係る接続が実現していたMNOとMVNOとの関係についても交渉上の優位性の考え方が整理されたことを受けて設定されたものであり、従来の電話サービスのみを念頭に決められたものではないと考えます。</p> <p>キャリアアグリゲーションにおける交渉上の優位性は携帯電話会社のみが存在している旨の御意見については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において、上記MNOとMVNOとの関係における交渉上の優位性の考え方に現在の全国BWA事業者のネットワークの状況を当てはめて検討が行われ、全国BWA事業者は、「周波数の割当を受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が掲載されているモバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を持ち得る」、「大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない」とされ、「電波利用の連携であっても、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には「交渉上の優位性」を有している」とされたところです。</p> <p>なお、接続協議における実際の交渉を他者が行うとしても、交渉上の優位性を背景として、</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>不当な差別的取扱いや協議の長期化等が引き起こされるおそれがあると考えます。</p> <p>第二種指定電気通信設備制度は単一事業者を前提とした制度であり、複数事業者による連携機能に関する取扱いを現行制度に当てはめることは将来的に制度上の不整合が生じる旨の御意見について、今般の制度改正は、電気通信設備の指定、接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出といった個々の二種指定事業者を規律の対象とする第二種指定電気通信設備制度の枠組みを変えるものではなく、そうした枠組みの中で、全国BWA事業者と携帯電話事業者による「電波利用の連携」が行われている実態に鑑み、複数の二種指定事業者が連携して接続料を算定する仕組み等を整備するものであると考えます。</p> <p>なお、上記研究会において、今後5Gの導入等により登場することが想定される様々な形態の事業者間連携等を踏まえた規律の在り方について、将来的な課題として引き続き検討することが適当とされており、こうした指摘も踏まえ、引き続き、第二種指定電気通信設備制度における規律の在り方について検討が行われていくことが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-2	再意見 1-2	考え方 1-2	
<p>これまで、新たな事業者を第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際は、事業者間の接続交渉の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと認識しています。</p> <p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準を適用することとなっています。</p> <p>今般BWA事業者の特定移動端末設備数が、第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際の指定基準を超過した背景は、当社が主体的に販売するキャリアアグリゲーション端末が、当社が卸取引を通じて利用するBWA事業者の周波数に対応しているためと認識しています。しかしながら、二種指定制度における接続交渉上の優位性の観点では、MVNOに対する当該優位性は当社のみが存在していることから、特定移動端末設備数としては当社設備としてのみカウントすべきであり、当社及びUQコミュニケーションズのそれぞれの設備として二重にカウントするべきではないと考えます。</p> <p>現在、全国BWA事業者の二種指定制度化にかかる関係省令の改正案について諮問されているところですが、総務省においては市場の実態を踏まえて過度な規制を課すことのないよう運用をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>上記「再意見 1-1」と同一意見のため省略します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、 Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>上記「考え方 1-1」と同様です。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
意見 1-3	再意見 1-3	考え方 1-3	
<p>本改正に賛成である。</p> <p>適切な改正であると思われた。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>—</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1 - 4	再意見 1 - 4	考え方 1 - 4	
—	<p>●意見 賛成である。</p> <p>●理由 以下の評価結果を鑑み、全国BWA事業者2社への第二種指定電気通信設備制度の適用は適当であるとする。</p> <p>【平成30年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果（平成30年10月総務省）】</p> <p>図表1-4 移動通信システム用周波数の割当て状況（※地域BWA（TDD用：20MHz）あり） UQ 2.5GHz帯 TDD 50MHz（全国BWA） WCP 2.5GHz帯 TDD 30MHz（全国BWA） 合計80MHz</p> <p>図表1-8 免許人毎及び周波数帯毎の基地局数の調査結果（※各周波数帯を利用している基地局数（フェムトセル及び屋内基地局を除く。）） UQ 2.5GHz帯 63,500（全国BWA） WCP 2.5GHz帯 63,000（全国BWA） 合計 126,500</p> <p>図表2-19 データトラヒックの調査結果の概要及び評価結果 KDDIグループ及びソフトバンクグループについては、総トラヒックに占める全国BWAの割合が半数を超えている状況が確認できる。</p> <p>図表2-20 MVNO に対するサービス提供の調査結果の概</p>	賛同の御意見として承ります。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>要及び評価結果</p> <p>全国BWA事業者については、グループ内の回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNO が回線を利用している状況にあるとはいいがたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-1	再意見 2-1	考え方 2-1	
<p>本規定整備は、現在、全国BWA事業者が関連会社である携帯電話事業者と一体で「電波利用の連携」を行うなどによりデータ伝送役務の提供を行っている実態を前提としたものと考えられるが、今後、競争関係にある電気通信事業者同士により「二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合」が生じることとなった場合には、独占禁止法上の問題が生じることのないよう、接続料の算定に係る規定を見直すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>本規定整備により、二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該事業者が協力して接続料の算定等(例、電気通信事業法施行規則第23条の9の3に基づく届出の添付書類である様式第17の4の2から8の作成等)を行うこととなるが、その際には、少なくとも、当該事業者の法定機能(音声伝送交換機能、MNP転送機能、SMS伝送交換機能及びデータ伝送交換機能)ごとの原価、資産等の詳細な内訳に係る情報の共有は避けられないと考えられる。</p>	<p>上記「再意見 1-1」と同一意見のため省略します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>御意見を踏まえ、本規定整備に合わせて改正される「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(MVNOガイドライン)において、「二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照らし、公正競争上問題になるおそれがあるため、注意を要する」旨を追記するとともに、御指摘の場合においては、総務省において事案に応じた適切な対応が行われることが適当と考えます。</p> <p>再意見に対する考え方は、上記「考え方 1-1」のとおりです。</p>	<p>無</p> <p>(左記のとおり、MVNOガイドラインにおいて対応)</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>接続料の算定に当たり、競争関係にある算定事業者と共同設定者がそうした情報を共有する場合には、互いの費用、資産等の内訳が明らかになることにより、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生じさせる可能性も考えられ、これにより、事業者間に競争制限に係る暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となると考えられる。</p> <p>【公正取引委員会事務総局経済取引局調整課】</p>			
意見 2-2	再意見 2-2	考え方 2-2	
<p>現行の電気通信事業法（以下、「事業法」）第34条（第二種指定電気通信設備との接続）においては、「同一の電気通信事業者が設置するもの」を第二種指定電気通信設備として指定できるとされており、当該規定のみで、複数の事業者間の連携機能の取り扱いについても包含されると解することは法の拡大解釈にあたる懸念が高いと考えます。</p> <p>MNOと全国BWA事業者の連携機能に関する第二種指定電気通信設備制度の当て嵌めについての弊社共の考えは前述の通りですが、仮に間接接続事業者の接続箇所を標準的接続箇所として定める場合、及びMNOと全国BWA事業者に対して一体的な接続料設定を義務付ける場合においては、施行規則や接続料規則による手当のみでは不十分であり、事業法の改正を伴う措置を講じることが適切であるとの認識です。</p> <p>従って、現行の法体系を前提として、当該連携機能に対する規律を定めるのであれば、省令等により特例的な規定を行うのではなく、前述のとおり、MNOの卸役務に対する規律の導入等で措置することが適当と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>電気通信事業法第34条1項においては、</p> <p>「その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて（中略）同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。」</p> <p>とあり、第二種指定電気通信設備は同一の電気通信事業者が設置するものの総体として定義されており事業法第34条2項において、</p> <p>「前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、（中略）接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。」</p> <p>とあり、「同一の電気通信事業者が設置する二種指定設備」に対する接続条件を当該二種指定事業者が「接続約款</p>	<p>複数の事業者間の連携機能の取り扱いは法の拡大解釈に当たる懸念が高い旨の御意見について、今般の制度改正は、電気通信設備の指定、接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出といった個々の二種指定事業者を規律の対象とする第二種指定電気通信設備制度の枠組みを変えるものではなく、そうした枠組みの中で、全国BWA事業者と携帯電話事業者による「電波利用の連携」が行われている実態に鑑み、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数事業者の二種指定設備が一体的に運用される場合の標準的接続箇所について、MVNOとの間の伝送交換が他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われる場合は、その個所を自らの標準的接続箇所とする、 ・ MVNOに開放する機能を複数事業者の二種指定設備により実現する場合の接続料の算定方法について、一の事業者は自らの接続会計と他の事業者の接続会計に基づき原価等を算定して自らの接続料を設定し、他の事業者は一の事業者の設定した接続料と同額とし 	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>を届け出る義務」を規定し、省令は、その範囲において補足されているとの認識です。</p> <p>今回の省令改正案は、「複数事業者による接続料設定」において、「二以上の事業者が設置する設備による法定機能に係る接続料を設定しなければならない」と義務的に規定されておりますが、「二以上の事業者が設置する設備による法定機能」を定めることは、電気通信事業法34条の規定範囲を逸脱している可能性があります。</p> <p>したがって、省令においては「二以上の事業者が設置する設備による法定機能に係る接続料を設定することができる」とすることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>て自らの接続料を設定することとする等の措置を講じるものであり、法の拡大解釈に当たるものではないと考えます。</p>	

3. 他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する告示案

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見3-1	再意見3-1	考え方3-1	
<p>特定移動端末設備のシェアが10%を超えている全国BWA事業者2社の設置する電気通信設備を指定し、第二種指定電気通信設備制度を適用することに賛同いたします。</p> <p>当協会MVNO委員会が公表した「MVNOの事業環境の整備に関する新政策提言」（2018年10月18日）のとおり、全国BWA事業者2社への第二種指定電気通信設備制度の適用により、当該事業者が設定する接続料の公平性、適正性、透明性が確保され、ひいてはモバイル市場における健全な競争環境の整備に資すると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準を適用されることとなりましたが、ソフトバンク殿の意見のとおり、既存のBWA事業者の事業形態を踏まえれば、周波数割り当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア10%超」という閾値のみをもって指定することは適切ではないと考えます。</p> <p>今般BWA事業者の特定移動端末設備数が、第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際の指定基準を超過した背景は、当社が主体的に販売するキャリアアグリゲーション端末が、当社が卸取引を通じて利用するBWA事業者の周波数に対応しているためと認識していま</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今般の全国BWA事業者の設置する電気通信設備の指定により、当該電気通信設備との接続に係る接続料が適正原価・適正利潤により設定されるようになる等、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの間の公正競争の促進が図られることになるものと考えます。</p> <p>再意見に対しての考え方は、上記「考え方1-1」のとおりです。</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>す。しかしながら、二種指定制度における接続交渉上の優位性の観点では、MVNOに対する当該優位性は当社のみが存在していることから、特定移動端末設備数としては当社設備としてのみカウントすべきであり、当社及びUQコミュニケーションズのそれぞれの設備として二重にカウントすべきではないと考えます。</p> <p>総務省においては、BWA事業者の事業形態や市場の実態も踏まえて、過度な規制を課すことのないよう運用をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
意見3-2	再意見3-2	考え方3-2	
<p>第二種指定電気通信設備制度については、その歴史的経緯(当時の弊社(旧社名「ソフトバンクモバイル株式会社」)設備を当該制度に当て嵌めるという意向)により、端末シェア25%超から10%超に指定の閾値が変更となりましたが、当時は主に音声接続を念頭に置いており、データ通信サービスにおいて「複数のネットワークを1端末で利用する」という利用方法は想定されていませんでした。</p> <p>この点に関連し、「モバイル市場の競争環境に関する研究会(以下、「モバイル研究会」)」においても、当該ケースにおいて「端末設備数のカウント方法について共通理解を得るようルールを明確にすべき」「過剰規制にならないように整理」すべき等の意見が構成員より出されている認識です。</p> <p>また、音声系サービスを念頭においた場合、各事業者が有する利用者との通信の確保のため、個々の事業者のネットワークとの(直接・間接問わず)接続が必須であるという点において、大手事業者が相対的にシェアの低い事業者に対し交渉優位性を有するという原理は理解できるものの、全国的にサービス展開するMNOの最低1社と接続等を行うことでサービス提供が成り立ち得るデータ通信サービ</p>	<p>上記「再意見3-1」と同一意見のため省略します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>周波数割当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア10%超」という閾値のみをもって、当該機能提供に際して「交渉上の優位性」を有するとの帰結を導き、自動的に「第二種指定電気通信設備制度」を適用する制度整理については、弊社も同じく、原則として反対いたします。</p> <p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、BWAに関する利用状況や競争環境を踏まえた従来の指定基準の妥当性等について一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準が適用されることとなっています。</p> <p>今般BWA事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際の指定基準超過は、携帯電話事業者のキャリアアグリゲーション端末においてBWA事業者の周波数を利用していることによるものと理解していますが、接続交渉上の優位性を測る観点からは、キャリアアグ</p>	<p>現在の指定基準は主に音声接続を念頭に置いたものである旨の御意見について、現在の指定基準は、2011年12月の情報通信審議会答申において、MNO間の関係に加えてデータ伝送に係る接続が実現していたMNOとMVNOとの関係についても交渉上の優位性の考え方が整理されたことを受けて設定されたものであり、従来の電話サービスのみを念頭に決められたものではないと考えます。</p> <p>周波数割当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として交渉上の優位性を有することとすることに反対である旨の御意見については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において、上記MNOとMVNOとの関係における交渉上の優位性の考え方に現在の全国BWA事業者のネットワークの状況を当てはめて検討が行われ、全国BWA事業者は、「周波数の割当てを受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が掲載されているモバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>ス、中でもとりわけ「電波利用の連携機能」については、音声系サービスにおける「交渉優位性」の判断基準（閾値）をそのまま制度的に当て嵌めることが必ずしも実態に沿っているとは言い難い側面もあると考えます。更には、この点に関連し、5G時代においては、資本関係を有する事業者間に限らないネットワーク連携機能の提供等も想定され得るところ、現行の指定電気通信設備制度における接続制度や会計制度の適用等を義務付けることがビジネス形態と合致しなくなる可能性も十分に想定されます。</p> <p>加えて、今回の指定対象の1社であるWireless City Planning株式会社のように小売り事業を原則行っていない事業体（他社に設備を貸し出すことによる対価が収益の中心をなす事業体）について、「接続会計」による算定の義務付けを行うことは、当該事業者の収益構造への影響も生じかねず、過剰規制となる懸念が極めて高いと考えます。</p> <p>以上のことから、周波数割当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア10%超」という閾値のみをもって、当該機能提供に際して「交渉上の優位性」を有するとの帰結を導き、自動的に「第二種指定電気通信設備制度」を適用する制度整理については原則として反対の立場です。</p> <p>将来的にも発生し得るネットワーク連携機能に対する指定電気通信設備制度等の当て嵌めについては継続的な検討が必要と考えますが、今般のモバイル研究会における議論ポイントが、MNOと全国BWA事業者における「データ伝送役務における電波利用の連携」機能のMVNOに対する提供並びに、事業者間の取引の透明性確保であったことを踏まえれば、現時点で全国BWA事業者に、第二種指定電気通信設備制度を適用することは早計であり、電波利用の連携機能を有するMNOに対して、卸役務提供の規律を導入するこ</p>	<p>リゲーションにおけるMVNOとの交渉上の優位性は携帯電話事業者にのみ存在していることから、本来は、二種指定制度における特定移動端末設備数として、携帯電話事業者及びBWA事業者を合わせて2カウントとするべきではないと考えます。</p> <p>総務省におかれましては、市場の実態を踏まえた適切な制度の運用をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>持ち得る」、「大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない」とされ、「電波利用の連携であっても、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には「交渉上の優位性」を有している」とされたところです。</p> <p>なお、接続協議における実際の交渉を他者が行うとしても、交渉上の優位性を背景として、不当な差別的取扱いや協議の長期化等が引き起こされるおそれがあると考えます。</p> <p>5G時代において新たな連携機能の提供等が想定され、現行制度が合致しなくなる旨の御意見について、今般の制度改正は、全国BWA事業者と携帯電話事業者による「電波利用の連携」が行われている実態に鑑み、複数の二種指定事業者が連携して接続料を算定する仕組み等を整備するものであると考えます。</p> <p>なお、上記研究会において、後5Gの導入等により登場することが想定される様々な形態の事業者間連携等を踏まえた規律の在り方について、将来的な課題として引き続き検討することが適当とされており、こうした指摘も踏まえ、引き続き、第二種指定電気通信設備制度における規律の在り方について検討が行われていくことが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>とや、連携機能に関わる複数事業者間の取引条件の透明性を高める制度を導入することでも、十分に目的を満たすものと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>			

4. その他

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 4-1	再意見 4-1	考え方 4-1	
<p>日本国における既得権益での「MNO(移動体通信事業者)」の「財閥企業(大企業)」が、独占している構造なので、「MVNO(仮想移動体通信事業者)」の参入には、私し個人は賛成です。要約すると、「MVNO(仮想移動体通信事業者)」の構造では、SIMカードのロック解除の状態での端末で、「APN(アクセスポイントネーム)」を融合していると思いますので、データ通信での「VPN(バーチャルプライベートネットワーク)」におけるサイバーセキュリティ対策が必要と、私は思います。</p> <p>【個人】</p>	—	今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見 4-2	再意見 4-2	考え方 4-2	
<p>ソフトバンクのAndroid simにて他のsimフリー機種に入れてもIMEI制限がかけられて使用出来ない。ソフトバンクからの高い機種を使用しなければならず負担になります。なぜこのような仕様にしたのかまたそれを解除出来ないのか</p> <p>【個人】</p>	<p>「MNO(移動体通信事業者)」におけるSIMカードのロック解除を導入すれば、「通話代、データ通信代、端末代」等を区別が出来る事で、「MVNO(仮想移動体通信事業者)」の参入が出来る構造には、私し個人は賛成です。</p> <p>【個人(意見4-1と同一の方)】</p> <p>IMEI制限はソフトバンク株式会社だけでなくNTTドコモ株式会社</p>	今後の検討の参考とさせていただきます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>株式会社KDDI のいわゆる3大キャリアすべてにおいて行われている。 このIMEI制限によりたとえ一括販売で端末を購入したとしても、キャリア販売の指定端末でなくては、キャリア通信ができない仕様となっているため、高額な解約金よりも端末価格の方がより高い為にモバイルナンバーポータビリティによる回線事業者乗り換えの大きな障害となっている。</p> <p>キャリアそのままを使うことも不可能ではないが、その為にはキャリアショップに行き、SIM交換の名目で高額な手数料を請求されるうえにキャリアショップに当該SIM在庫がなく、入荷には1カ月以上かかるなどの不当な扱いが存在し、仮に変更したとしても変更したSIMにもIMEI制限があり、違う機種にするにはまた同じ手続きが必要と不当な状況が何年も続いている。</p> <p>また、この際において旧料金プランで変更することができないことも問題である。海外ではIMEI制限はあまりなく、あったとしてもここまで不当ではない。</p> <p>一刻も早く、この悪質な慣習である3大キャリアのIMEI制限を無くしていただきたいものである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
意見 4-3	再意見 4-3	考え方 4-3	
—	<p>日本放送協会に関する意見 (本案に対する意見ではないと思われるため省略します。)</p> <p style="text-align: right;">【個人計 4 件】</p>	<p>本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に適切に情報提供がなされることが適当と考えます。</p>	無

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びその考え方
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

意見募集期間：令和元年6月22日(土)～同年7月22日(月)(案件番号：145209344)
再意見募集期間：令和元年7月25日(木)～同年8月7日(水)(案件番号：145209366)

意見提出者 2者(法人：2者、個人：0者)

再意見提出者 2者(法人：2者、個人：0者)

<意見提出者の一覧>

意見提出者	再意見提出者
ソフトバンク株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社
Wireless City Planning株式会社	KDDI株式会社

(敬称略)

1. MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月策定）の改定案

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1	再意見 1-1	考え方 1-1	
<p>仮に現行の第二種指定電気通信設備制度を前提として、MNOと全国BWA事業者の連携機能にかかる接続料設定を定める場合においては、ガイドラインにあるとおり、「必要性・重要性の低い区分」については接続料設定を免除いただくことが最低限の措置として必要であると考えます。</p> <p>なお、「必要性・重要性の低い区分」の判断にあたっては、モバイル研究会における議論を適切に踏まえていただき、仮にその判断基準の見直しを検討する場合には、研究会等の議論を経たうえで、改めて整理していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、 Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>モバイル検討会にて「不要なアンバンドル（接続料の設定）を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要がある」と指摘されており、モバイル研究会においても当該指摘を踏まえ、携帯電話事業者による電波利用の連携についての検討が行われてきたことから、「必要性・重要性の低い区分」については接続料設定を免除いただくことが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p> <p>左記、ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインでは、複数の二種指定事業者が、機能をこれらの設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合には、当面、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができることとしています。</p> <p>必要性・重要性の低い区分の判断に当たっては、該当する二種指定事業者から説明を聴取し、適切に対応してまいります。</p>	無
意見 1-2	再意見 1-2	考え方 1-2	
<p>利潤の算定において、相殺消去した場合の事業者名、金額、理由を示すこととなっておりますが、様式第17の4の8について、理由を記載する欄が存在しないため、備考欄を追加する等、様式の見直しを行うことが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、 Wireless City Planning株式会社】</p>	—	<p>御意見を踏まえ、様式第17の4の8において、相殺消去の理由を記載する欄を設けることとします。</p>	有